

秋田市告示第49号

秋田市屋外広告物条例（平成8年秋田市条例第42号）第7条第7項の規定に基づき場所および規格を次のとおり指定したので、同条第18条の規定により告示する。

令和8年2月19日

秋田市長 沼谷 純

次の道路の区間から展望できる地域（当該道路の路肩端から50メートル以内に限る。）で、当該道路と並行となる道路の沿線にある道路に面する  
広告物 別紙のとおり

	道路の路線名	起 点	終 点
1	主要地方道 秋田停車場線	中通二丁目7番6	川尻町字大川反 233番31（国道7 号交点）
2	県道 土崎港秋田線	通町橋下流端の延長 線と交差する部分	主要地方道秋田停 車場線
3	主要地方道 秋田岩見船岡線	五丁目橋上流端の延 長線と交差する部分	主要地方道秋田停 車場線